

富山県飲用井戸等衛生対策要領

制 定 平成14年4月22日 食衛第 75号 富山県厚生部長通知
最終改正 令和 7 年 3 月 11 日 生衛第618号 富山県厚生部長通知

1 目的

この要領は、近年、多種類にわたる有害物質等による地下水汚染や貯水槽を持つ施設の不適切な管理等が見られ、飲用水の衛生確保に支障をきたすことが危惧されることから、「水道法」及び「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の規制を受けない飲用井戸等の適正管理、水質に関する定期的な検査、汚染時における措置及び汚染防止対策について定めることにより、これらの飲用井戸等について総合的な衛生の確保を図ることを目的とする。

2 基本方針

飲用井戸等の衛生の確保は、飲用井戸等の設置者若しくは管理者（以下「設置者等」という。）が自らの責任で行うことを基本とし、県及び町村は、飲用井戸等の設置者等並びに使用者に対する啓発のため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 実施主体

この要領に基づく対策は、県及び町村が協力して行うものとする。

4 対象施設

この要領において対象とする施設は、次の表に掲げる施設のいずれかであって、水道法（対象 水道事業の用に供する水道、専用水道、簡易専用水道及び貯水槽水道）及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律（対象 特定建築物）の適用を受けないもの（以下「飲用井戸等」という。）とする。

施 設		個人住宅（専ら一戸）、共同住宅、寄宿舎、社宅等に居住するものに対して飲用水を供給する井戸等の給水施設（導管等を含む。）	
飲用水の給水方法		官公庁、学校、病院、店舗、工場、事務所等に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設（導管等を含む。）	
飲用井戸等	自己水源（地下水、湧水等）から直結又は貯水槽を介して給水	一般飲用井戸	業務用飲用井戸

5 衛生確保対策

（1）実態の把握等

ア 対象施設の把握

県及び町村は、管下における飲用井戸等の設置場所、設置数、水質の状況等に関する情報収集に努める。

（ア） 県は、設置者等からの相談等により、飲用井戸等の利用状況の把握に努める。

- (イ) 町村は、水道事業者と連携を図りながら水道未普及区域や給水区域内における飲用井戸等の設置場所の把握に努める。

イ 水質状況の把握

県及び町村は、環境行政部局と連携して、管下における飲用に供する井戸に係る地下水の汚染状況（有機溶剤、内分泌攪乱化学物質、農薬、その他有害物質）に関する情報収集に努める。

(2) 飲用井戸等の管理

県及び町村は、飲用井戸等の衛生の確保を図るため、設置者等に対し、次に掲げる基準に従い、衛生的な施設の管理及び水質の管理を行うよう指導するものとする。

《自主管理基準》

ア 施設の管理

- (ア) 設置者等は、飲用井戸等及びその周辺にみだりに人畜が立ち入らないように適切な措置を講ずること。
- (イ) 設置者等は、飲用井戸等の周辺に農薬や有害物質等の飲用井戸等の汚染原因となるおそれのあるものを散布しないこと。
- (ウ) 設置者等は、井戸の構造及び井戸周辺の清潔保持等につき定期的に点検を行い、汚染源に対する防護措置を講ずるとともに、これらの施設の清潔保持に努めること。
- (エ) 設置者等は、飲用井戸等を新たに設置するにあたっては、汚染防止のため、その設置場所、設備等に十分配慮するとともに、給水開始前には、水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）の表の上欄に掲げる事項（以下「水質基準項目」という。）に準じた水質検査を実施することが望ましいこと。ただし、消毒を行っていない場合には塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブromクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブromジクロロメタン、ブromホルム及びホルムアルデヒド（以下「消毒副生成物という。」）（ただし、当該飲用井戸周辺の地下水等よりこれらの物質が検出されている場合を除く。）を、また、水源が湖沼等水が停滞しやすい表流水でない場合は、（4 S, 4 a S, 8 a R）－オクタヒドロ－4, 8 a－ジメチルナフタレン－4 a（2 H）－オール（別名ジェオスミン）及び1, 2, 7, 7－テトラメチルビスクロ[2, 2, 1]ヘプタン－2－オール（別名2－メチルイソボルネオール）を省略することができる。
- (オ) 設置者等は、貯水槽を介して給水するときは、貯水槽の清掃を毎年1回以上行うこと。

イ 水質の管理

- (ア) 設置者等は、飲用井戸等につき定期及び臨時の水質検査を行うこと。
- ① 定期の検査とは、一般飲用井戸（設置者が専ら自己の居住の用に供する住宅のみに飲用水を供給するために設置するものを除く。）及び業務用飲用井戸にあつては、水質基準項目のうち、一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉄、塩化物イオン、硬度、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度及び濁度の検査（13項目）をいい、毎年1回以上行うものとするが、これ以外のものにあつても毎年1回以上行うことが望ましい。
- ② 臨時の検査とは、飲用井戸等から給水される水の色、濁り、におい及び味等に異常を認めたとき、又は汚染のおそれが生じた場合に、周辺の水質検査結果等から判断して必要と

なる水質基準項目又は水質基準項目以外の項目であっても必要な項目についての水質検査をいう。

- ③ 水質検査を依頼するにあたっては、水道法第 20 条第 3 項の規定に基づく国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関又は建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 第 1 項に基づく都道府県知事の登録を受けた業者に対して行うこと。

(イ) 設置者等は、水質検査の結果、水道法に基づく水質基準を超える汚染等が判明した場合には、町村又は管轄の県厚生センターへ連絡し指示を受けること。

(ウ) 設置者等は、貯水槽を介して給水するときは、貯水槽の水について水道法に準じた塩素消毒を行うこと。

(3) 汚染された飲用井戸等に対する措置

県及び町村は、設置者等から飲用井戸等が汚染された旨の連絡を受けた場合、その他飲用井戸等の汚染を発見したときは、富山県飲料水健康危機管理実施要領（平成 10 年 5 月 14 日環第 550 号富山県生活環境部長通知）に基づき、連携してその汚染原因を調査するとともに、必要な措置をとるものとする。

この場合、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤その他有害物質等による汚染が判明した場合には、環境行政部局と連携して、汚染経路、当該地域内の事業場における当該物質等の使用及び処分の実態等を把握するよう努めるとともに、その適正化の指導等が行われるよう担当部局との連絡調整に努めるものとする。

また、県及び町村は、当該設置者等に対し水道に加入することを勧めるものとする。

なお、県は、市から要請があるとき、又は市町村の区域を越えて汚染が広がり、市町村間の調整が必要と認められるときは、技術的助言を行うものとする。

(4) 水道の普及等

ア 水道事業者は、日頃から、管下の水道の布設及び普及を行い、水道未普及地域の解消に努めるものとする。

イ 県及び町村は、水道普及地域において、汚染されている、又は汚染のおそれがある飲用井戸等の設置者等に対し、水道への加入を勧めるものとする。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 3 月 11 日から施行する。